

# 「働き方改革」下の労働時間管理

## 経営者・管理者が従業員の労働時間を管理することの重要性

従業員の労働時間を企業がしっかり管理すること、そのことは、取りも直さず残業代等の人件費の適正化に直結するほか、長時間労働による労災、メンタルストレスを防ぐ効果につながるなど、企業経営の健全化並びに従業員の福祉に資するものです。本セミナーでは「従業員の労働時間管理が当面の課題」「従業員が勝手に残業時間を申告し、残業代の経費が嵩んで困る」「労基署監督官の臨検で是正勧告を受けた又は受けそうだ」などという方々を対象に、「いかに従業員を管理するか」労働時間を中心とした労務管理の手法をお伝えします。

### ＜開催要項＞

- 日時 2018年10月11日（木）14時～16時（2時間）
- 会場 Coconeri（ココネリ）3階 研修室1（練馬区練馬1-17-1）  
西武池袋線・西武有楽町線・都営大江戸線 練馬駅北口 徒歩1分  
※駐車場は有料となります。公共交通機関にてお越し下さい。



- 講師 **トラウト法律事務所代表弁護士 福島 政幸氏**

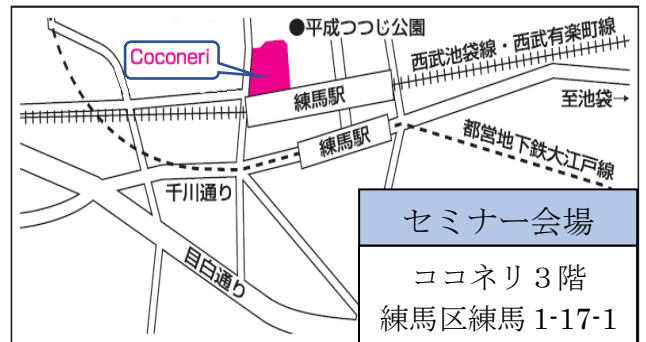
＜講師略歴＞東北大学法学部卒業後、日立製作所へ入社、日立武蔵（半導体工場）勤労課員として労務管理に約4年間従事、退職後、司法試験合格、裁判官に任官。広島、札幌、那覇（家裁上席）、宮崎（延岡支部長）、熊本（破産・執行・保全専門部の部総括）などの地裁と家裁に勤務、東京高裁判事を最後に、約26年半の裁判官生活を依願退官。裁判官在職中、主として民事、家事事件の裁判を担当し、東京地裁では、医療集中部、労働専門部、民事保全専門部（上席判事）などに従事。民間での労務管理担当、司法試験の受験（労働法選択）、そして労働裁判などの経験を経て、第二東京弁護士会へ弁護士登録後も労働問題検討委員会（法制部会）に所属し、中小企業の労務管理の支援を弁護士業務の重点分野にしています。

- 定員 60名（先着順、定員オーバーしたときはご連絡します。）

- 内容（予定）

- 受講料 無料

1. 安倍政権下の「働き方改革」の目指すもの
2. なぜ労働時間管理が重要か
3. さまざまな労務管理の手法
4. 最新労働法制への対処
5. 経営者としてのコンプライアンス
6. 今からはじめる労基署監督対策



### ＜お申込み方法＞

- ◆参加申込書に必要事項をご記入のうえ、下記申込先までFAXにてお申込みください。
- ◆定員超の場合のみ、電話にてご連絡します。連絡がない場合受付済ですので、直接会場にお越しください。

＜お申込先・お問合わせ先＞ 東京商工会議所練馬支部 TEL 3994-6521 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階

参加申込書 <切り取らずにFAXして下さい> 送信先FAX：03-3994-6589

※番号を誤って送られる事が多くっております。再度送信先の番号をご確認の上、FAXを送信してください。

会社名	フリガナ	業種	
	会員・非会員（いずれかに○）		
TEL/FAX	TEL ( )	FAX ( )	
住所	〒	e-mail	
参加者名		部署/役職	